

広報

とよおか

2021  
VOL.362

5

2ページ

特集!

## 令和3年度 村の当初予算

6ページ 北部5町村 新型コロナワクチン接種について

8ページ お知らせ宅配便

16ページ 健康とよおか21 元気が大好き♪

17ページ 笑顔きらきら子育て広場です

18ページ フォトリポート

20ページ こちら消防団です!!

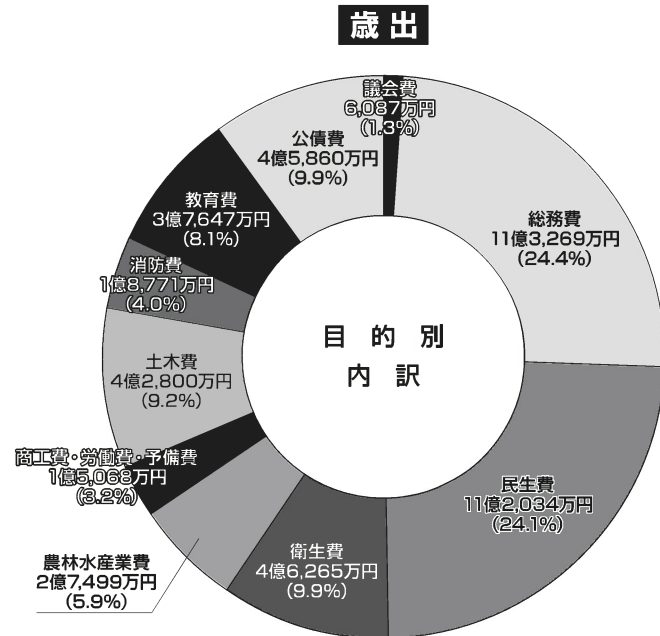
21ページ こんにちは農業委員会です

22ページ くらしの情報

表紙：満開の桜（かきっ子公園）

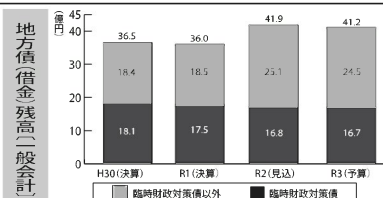
## 特集「令和3年度当初予算」

### 一般会計予算

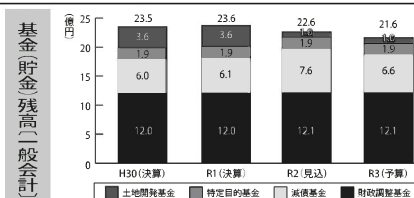


### 歳出の特徴

- 国からの「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用して、住民生活の支援、事業者の支援、「新しい生活様式」に対応するための設備改修等を実施します。
- 有線事業について民間の光ケーブルを活用した方式へ移行するため、有線事業を含む「総務費」が最も多く、次いで、社会福祉、老人福祉、児童福祉、保育園等に要する経費を含む「民生費」が多くなっています。この2つで全体のほぼ半分の占めます。
- 令和3年度予算には含まれませんが、令和2年度予算に計上された令和2年7月豪雨災害復旧事業、災害の発生予防・拡大防止のためのインフラ整備を行う緊急自然災害防止対策事業等の事業を令和3年度に繰り越して実施します。



- 令和2年度末で昨年7月の豪雨災害等に係る多額の借入を行うため、地方債残高が40億円を超える見通しです。
- 臨時財政対策債は、返済に係る費用の全額が毎年度の地方交付税で措置されます。
- その他の起債も含めると、地方債残高全体の約75%は、将来にわたり地方交付税で措置されます。



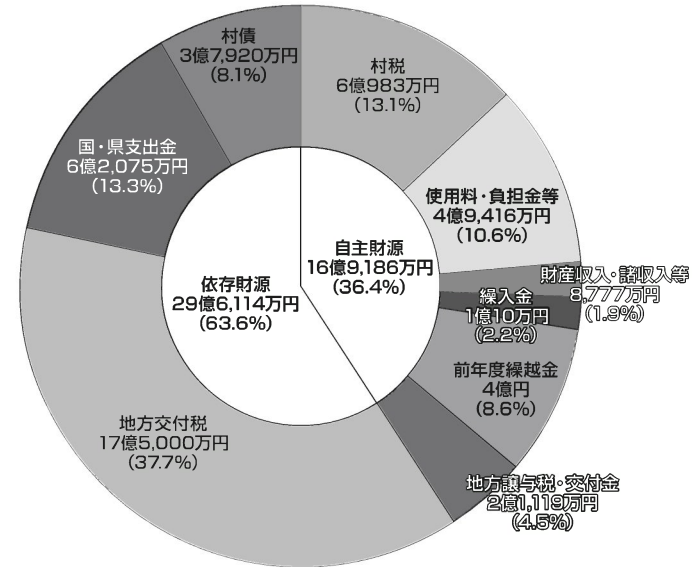
- 令和2年度末に、減債基金(地方債の償還のために保有している基金)に1.5億円の積み増しを行いました。
- 令和3年度予算において、減債基金から1億円の繰入を見込んでいますが、執行状況をみて繰入の必要がなければ繰入は行わない予定です。

**46億5,300万円** [前年比 +8,900万円 +2.0%]

## 特集「令和3年度当初予算」

### 歳入

※〔 〕内は対前年比



### 歳入の特徴

- 歳入全体の構成割合は、自主財源：36%、依存財源：64%となっており、依存財源の占める割合が前年度の57%から7ポイント増加しています。これは、地方交付税(※)の増加や有線改修等の大型事業に対し起債(※)の借入を行うことによります。
- 村税は、村民税(住民税)、固定資産税、軽自動車税などですが、景気の動向等から前年度比7%減を見込みました。

※地方交付税：全国どこに住んでいても一定水準の行政サービスが受けられるよう、必要となる財源を国が地方に保証するための制度です。国税である所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合が財源となっています。

※起債(地方債)：借金のことです。豊丘村では、返済する際に、その一部が普通交付税に上乗せされる有利な起債を中心に借入を行っています。

### 特別会計・公営企業会計の予算額

| 会 計    |         | 予算額             | 対前年比                |
|--------|---------|-----------------|---------------------|
| 特別会計   | 国民健康保険  | 5億3,500万円       | +100万円(+0.2%)       |
|        | 後期高齢者医療 | 8,297万円         | +369万円(+4.7%)       |
|        | 介護保険    | 8億6,000万円       | +1,000万円(+1.2%)     |
| 公営企業会計 | 水道事業    | 収益的収支 1億6,395万円 | +1,481万円(+9.9%)     |
|        |         | 資本的収支 3億1,190万円 | +2億5,329万円(+432.2%) |
|        | 下水道事業   | 収益的収支 2億9,077万円 | +539万円(+1.9%)       |
|        |         | 資本的収支 1億6,989万円 | ▲461万円(▲2.6%)       |

※企業会計は支出予算額

# 令和3年度当初予算の概要

令和3年度一般会計当初予算は、総額46億5,300万円(前年比+8,900万円、+2.0%)を計上し、過去2番目の規模となりました。

国交付金を活用して実施する新型コロナウイルス対策事業(約1.1億円)を除けば、ほぼ前年度当初予算並みの規模となっています。

# 令和3年度の主な事業

## 観光拠点施設「とよおか旅時間」を拠点とした観光振興

道の駅北側に建設した観光拠点施設「とよおか旅時間」を拠点とし、新たに設立した豊丘村観光協会を中心に観光振興の取組みを進めます。after コロナを見据え、需要が高まるサイクルツーリズム事業に新たに取り組めます。

■観光拠点施設の維持管理（368万円）

■サイクルツーリズム事業の推進

- ・地域おこし協力隊・ボンシャンスへの委託費等（984万円）
- ・道の駅西側の天竜河川敷へのサイクルコース整備（450万円）



道の駅北側に開所する観光拠点施設「とよおか旅時間」



観光拠点施設に設置した竹ボイラー設備

## 竹林整備の推進

観光拠点施設に設置した足湯の給湯用に用いる「竹ボイラー」の燃料となる竹を搬入された方に対し、補助金を交付します。また、破砕機からつくられる竹パウダー（肥料用として使用可能）を搬入された方にも、補助金を交付します。

- 竹ボイラー用竹搬入補助（軽トラック1台につき1万円）（50万円）
- 竹パウダー搬入補助（専用バック1袋につき1万円）（20万円）

## 村民体育館の改修

築38年を経過し、老朽化が進む村民体育館の改修工事を実施します。

- 外部階段改修工事（116万円）
- 防火扉改修工事（107万円）
- 暗幕取替工事（605万円）
- 放送設備改修工事（42万円）
- 管理人室・医務室エアコン設置（61万円）



村民体育館の老朽化した暗幕



水道本管の更新工事

## 水道施設の更新〔水道事業会計〕

今後、約20年間をかけ、村内全域にわたり、耐用年数（40年）を超えた水道本管の更新工事を実施します。

令和3年度は、河野北部地区において延長約5.4kmの本管の更新工事を行います。

■水道管更新工事（河野北部地区）（2億4,100万円）

※20年間の総事業費は54億円を予定

村予算についてもっと詳しく知りたい方はリーフレット「分かりやすい今年の予算」「豊丘村当初予算 主要な事業」を村公式ホームページに掲載してありますので、ご覧ください。また、役場総務課にも備え付けてあります。

# （新規事業を中心に）（ ）内が予算額です

## 村営ケーブルテレビの新方式への移行

村営ケーブルテレビの施設老朽化のため、飯田ケーブルテレビがNTT東日本の光回線を使って提供している「光キャストビジョン」を活用し、自主放送を配信する方式へ順次移行していきます。

現在の音声告知放送については、新たに防災行政無線の音声放送も確認できる「防災・行政アプリ」を構築し、スマートフォンに配信できるよう準備を進めています。

- 防災アプリシステム構築（2,950万円）
- 防災行政無線親局改修費（2,750万円）
- 防災タブレット購入（4,400万円）
- 新システムへの移行助成金（1,751万円）



防災・行政アプリ

## 消防団自動車及びポンプ、マイクロバスの更新

老朽化した消防団の各分団自動車班の消防自動車・消防用ポンプ3台を更新します。また、村営バスとして使用しているマイクロバス1台を更新します。

- 消防自動車・消防用ポンプ3台更新（3,300万円）
- マイクロバス1台更新（1,000万円）

## 新型コロナウイルス対策

国交付金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）を活用し、新型コロナウイルス対策として、住民生活の支援、事業者の支援、「新しい生活様式」に対応するための設備改修・備品購入等を行います。

- 住民生活の支援
  - ・住民税非課税世帯へ商品券1万円を配布（412万円）
  - ・プレミアム商品券の発行〔15,000円分の商品券を1万円で販売、1,800セット発行〕（1,040万円）
  - ・新型コロナウイルス抗原定量検査等助成（150万円）
- 事業者の支援
  - ・住宅リフォーム助成金〔補助率20%、上限20万円〕（1,600万円）
  - ・店舗等リフォーム事業〔補助率30%、上限50万円〕（500万円）
  - ・事業緊急支援金（売上200万円以上で、決算年度比で20%以上売上減の事業者）に、減収額の10%（最大100万円）を交付（2,000万円）

## 出産祝金の見直し

豊丘村に定住の意思がある方にお子さんが生まれた場合に、出産祝金を交付しています。

令和2年度までは第1子・第2子が5万円、第3子以降が25万円でした。

令和3年度は第1子・第2子が10万円、第3子以降を20万円とし、令和4年度からは出生したお子さん1人当たり一律10万円に変更します。

- 「新しい生活様式」に対応するための設備改修・備品整備
  - ・公園トイレ非接触化工事〔手洗い水栓自動化、照明・換気扇自動化〕（267万円）
  - ・保育園 テント・空気清浄器・加湿器等購入（169万円）
  - ・中学校 網戸設置工事（700万円）
  - ・区民会館等（9施設）体温測定用サーモグラフィー購入（180万円）



現在の公園のトイレ手洗い

1人接種2回  
費用無料

# 新型コロナウイルスワクチン接種について

下伊那北部5町村（松川町・高森町・喬木村・豊丘村・大鹿村）

## ワクチン接種のための3つのポイント

① 完全予約制です。予約はお住いの自治体にて、電話とインターネットで受け付けます。

※65歳以上の方の予約受付開始は、5月以降を予定しています。

豊丘村にお住まいの皆さまの新型コロナウイルスワクチン接種に関するお問い合わせは、役場 保健衛生係（☎35-9061）で承ります。

今後随時予診票と接種券（クーポン券）を送付しますので、受け取られた方から実施時期（③参照）に合わせて予約をお願いします。予約方法は今後お知らせいたします。

② 北部5町村に住民票のある方は、下記の医療機関のどこでも接種が可能です。

|                            |                    |                         |
|----------------------------|--------------------|-------------------------|
| 下伊那赤十字病院<br>【松川町】          | 松川町上片桐診療所<br>【松川町】 | 中塚内科<br>循環器科医院<br>【松川町】 |
| 下伊那厚生病院<br>【高森町】           | 山路医院<br>【高森町】      | 後藤医院<br>【高森町】           |
| 尾地内科呼吸器科<br>クリニック<br>【高森町】 | 木下医院<br>【喬木村】      | 三浦医院<br>【喬木村】           |
| 小沢医院<br>【豊丘村】              | 金田医院<br>【豊丘村】      | 大鹿村立診療所<br>【大鹿村】        |

※上記医療機関以外にかかりつけ医がある方は、ワクチン接種に備えて早めにかかりつけ医へ相談しておきましょう。

※5町村内の高齢者入所施設でも接種を実施する予定です。

③ 新型コロナウイルスワクチンの接種は、国の定めた優先順位に基づき、下記の順位、日程で接種を行う見込みです。

| 優先順位 | 対 象 者                         | 実施予定時期 |
|------|-------------------------------|--------|
| 1    | 医療従事者等                        | 3月～5月  |
| 2    | 高齢者（令和3年度中に65歳以上に達する方）        | 5月以降   |
| 3    | 高齢者以外で基礎疾患を有する方、高齢者施設等に從事される方 | 8月以降   |
| 4    | 上記1～3以外の16歳以上の方               | 8月下旬以降 |

※国のワクチン供給の状況等により実施予定時期が変更する場合や、優先順位を細分化する場合もあります。随時情報発信を行いますので、ご確認をお願いします。

【お問合せ】 健康福祉課 保健衛生係 ☎35-9061（平日9:00～17:00）

## よくあるご質問 にお答えします

令和3年4月1日時点の情報に基づく内容です。  
今後の状況により変更となる場合があります。

新型コロナウイルスに関するより詳しい情報や  
Q & Aは、国・県のホームページをご覧ください



厚労省HP



長野県HP



「長野県ワクチン接種相談センター」  
新型コロナウイルス接種に係る副反応等の専門的な相談に対応するコールセンターです。  
■受付時間  
午前8時30分から午後9時（無休）  
☎026-1235-17380

Q1 接種はしなくてははいけないのですか？  
接種の義務はありませんが、発病を防ぐ効果が認められているため、接種を推奨しています。「自身の健康状態や副反応をご理解のうえ、ご判断ください。」

Q2 住民票は5町村内にありますが、5町村以外に住んでいる家族がいます。どこで接種できますか？  
原則としては、住民票が5町村内にある方は、「ワクチン接種のための3つのポイント」①の医療機関で接種することとなりますが、やむを得ない事情で住民票所在地以外に長期滞在している方は、住所地外でも接種を受けることができる見込みです。お住いの自治体等にご相談ください。

A2 ■やむを得ない事情例  
・出産のために里帰りをしている妊産婦  
・遠隔地へ下宿している学生  
・単身赴任  
・入院、入所者  
・基礎疾患を持つ方が主治医の下で接種する場合  
・災害による被害にあった方 など  
5町村外の病院がかかりつけ医なので、そこで接種をしたいのですか？  
原則としては、住民票が5町村内にある方は「ワクチン接種のための3つのポイント」①の医療機関で接種していただきます。ただし、A5に示す基礎疾患をお持ちで、主治医の下で接種することが必要と医師に判断された方は、主治医所属の医療機関で接種できる見込みです。

Q4 なぜ自由になんでも接種ができないのですか？  
なぜ予約制なのですか？  
現在供給に限りのあるワクチンを無駄にすることなく、希望者に円滑に接種するためです。ご理解・ご協力をお願いします。

Q5 優先接種となる「基礎疾患」とはどのような病気ですか？  
証明書などは必要ですか？  
①または②に該当する方  
①次の病状や状態の方で、通院・入院している方  
・慢性的呼吸器の病気、心臓病（高血圧含む）、腎臓病、肝臓病、肝硬変等  
・糖尿病（インスリンや飲み薬で治療中またはほかの病気を併発）  
・血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く）  
・免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む）  
・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている  
・免疫の以上に伴う神経疾患や神経筋疾患  
・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）  
・染色体異常  
・睡眠時無呼吸症候群  
・重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）  
・重い精神疾患（重複した状態）  
・重い精神障害が重複した状態のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合  
②体格指数（BMI※）が30以上の肥満の方  
（※）BMI＝体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）  
■証明書の提出は不要です。  
（現時点では予診票に記載する本人の申告をもとに対象とするようになっています。）



## 軽自動車税について

税務会計課 税務係  
☎ 3519051

軽自動車税は納期限内に納税をお願いします。

5月は軽自動車税の納付月です。軽自動車税は毎年4月1日に車両を所有している人に課税されます。

納税通知書は、5月中旬に郵送いたします。

■現金納付の方

金融機関又は役場(会計へ、5月31日まで)に納めてください。また、納税通知書に添付されている納税証明書は、車検の際に必要なものですので、大切に保管してください。

■口座振替の方

指定口座より5月27日に引落します。預貯金残高をお確かめいただき、振替不能とならないようお願いいたします。納付が確認できた方で、車検が必要な車両(軽四輪車および二輪小型自動車)の納税証明書は、6月中旬に郵送いたします。

障がい者の皆さんへ

障がいの程度によって軽自動車税が減免されますので、該当する人は申請してください。

■対象

障がい者本人が所有する軽自動車、次のいずれかに該当

する場合(普通自動車を含め、一人一台)

▽障がい者本人が運転する軽自動車。

▽障がい者と生計を一にする人がその障がい者のために運転する軽自動車(身体障がい者で18歳未満、知的障がい者、又は精神障がい者の場合は、生計を一にする人の所有する軽自動車でも可)

▽障がい者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する人が、その障がい者のために運転する軽自動車。

※障がいの程度には一定の条件があります。

■申請方法

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳と、運転免許証、車検証、印鑑、個人番号カードまたは個人番号通知カードを持参し、税務係で申請してください。

■申請期限

5月31日まで  
※期限内に申請のない場合は、減免できませんのでご注意ください。

## 環境係からのお知らせ

春のごみゼロ運動を実施します

豊丘村では毎年、春のごみゼロ運動を5月に実施しています。なお、新型コロナウイルス感染症の状況によって中止する場合があります。

■実施区域  
区長さん、自治会長さんの指示区域  
自治会未加入の方は、自宅周辺のごみ拾いをお願いします。

■参集範囲  
全各村戸1名  
■持ち物  
空き袋、ごみバサミ、軍手など

■協力をお願いします。

■期日  
5月9日(日) 朝6時から(小雨決行)

※大雨の場合は中止となります。

■実施内容

道路や地区内に捨てられていごみの収集



水質汚濁事故を防止しましょう

毎年、農繁期になると、農薬等が河川に流出する「水質汚濁事故」が多発します。農業や農薬がついた農機具を洗った水を川や水路に流さないようご注意ください。お近くの河川で不審な「泡」「濁り」等を発見した時には、環境係までお知らせください。

■分別方法  
可燃ごみ(廃プラ含む)、不燃ごみ(埋立等)、金物類、びん類、ペットボトルの5種類に分け、区長さんと自治会長さんにお配りする収集袋へ入れてください。そのまま出してください。家庭内のごみは、それぞれのごみ収集日に出してください。



第二次狂犬病予防注射があります

5月9日(日)に、第二次の狂犬病予防注射があります。まだ受けていない犬は、必ず受けるようにしてください。

詳細は、3月に届いたハガキまたは、文字放送でご確認ください。

## ご自分の財産(固定資産)の確認をしませんか

先代から受け継いでこれた財産(固定資産)の確認をしませんか。

税務係窓口で、「固定資産課税台帳(名寄帳)」が、4月1日から6月30日の期間中、無料で閲覧できます。この機会に、ご自分の財産確認をしてみたいかがでしょうか。

固定資産はすべてが課税対象となりますが、所有する固定資産の税額が少額の場合、免税点未満として税金の徴収がされないものがあります。その場合は、固定資産税を納税いただいている方へ毎年6月に送付している「課税明細書」が送付されません。

また、この「課税明細書」には非課税の「墓地」や「保安林」などの土地は記載されていませんので、納税されている方も、所有する固定資産のすべてが記載されている訳ではありません。

受け継いだものをきちんと後世に引き継ぐために、この機会にご自分の財産(固定資産)を確認をしてはいかが

でしょうか。

■確認できる固定資産  
土地・建物

■「固定資産課税台帳(名寄帳)」とは  
登記名義ごとにまとめられた豊丘村に存在する固定資産の一覧表

例・本人・父・祖父・曾祖父の名義ごとでまとめられたもの(相続登記がされていない場合は何代か前の方名義の物件が存在することがあります)。ただし、共有

名義(夫婦、兄弟、地域の皆さんなど)のものは、その登記名義こととなりますので、共有者の内訳が確認できないことがあります。

■閲覧できる人

納税義務者(所有者) 本人、同一世帯の親族 相続人など

■持ち物

免許証など本人確認できるもの、印鑑、所有者との関係を示す書類など

## ゴールデンウィーク前に必要な証明書類の取得を!

### ゴールデンウィークにおける窓口業務についてお知らせ

5月1日(土)から5月5日(水)まではゴールデンウィーク期間中につき役場がお休みになります。そのため、役場窓口での戸籍謄本などの発行および住民異動などの手続きができません。また、コンビニ交付サービスにつきましても、交付センター移行による運用停止のため、5月1日(土)から5月5日(水)まではサービスを利用できません。

証明書類やお手続きが必要な方は、連休前までにお手続きをお願いいたします。

なお、婚姻届や死亡届等の戸籍の届出については、通常通り宿日直が受け付けます。また、住民票、印鑑証明、所得証明については時間外交付サービスをご利用いただけますので、4月30日(金)の17時までにお電話での交付予約をお願いします。

税務会計課 窓口係・税務係  
☎ 3519059

## ～農産物の凍霜害対策にご理解をお願いします～

4月から6月上旬は、農作物に対する凍霜害が発生しやすい時期です。そこで、村では凍霜害対策本部を設置し、降霜や気温の低下による農作物被害の防止に努めています。

長野地方気象台から霜注意報が発令された場合は、同報無線や有線放送等でお知らせをしますので、ご理解をお願いします。また、その対策として、農家では果樹園への防霜剤散布や燃焼資材を使用することがあります。大切な農作物を守るための対策ですので、ご理解をお願いいたします。

豊丘村凍霜害対策本部 (産業建設課 農政係) ☎ 3519056



## おしらせ宅配便

### 奨学金等の一部を助成します！ 豊丘村若者定住促進奨学金等返還金助成制度

豊丘村への移住定住促進を目的として、奨学金等の貸与を受け高校・大学等に進学し、卒業後に豊丘村へ定住している方へ奨学金等の返還金の一部を助成します。

1 対象者（次の要件を全て満たしている方）

- ① 高校・大学等に進学し、在学している期間に奨学金等の貸与を受けた方
- ② 助成申請の前年度中に奨学金等の返還をしている方
- ③ 初年度申請時に年齢が30歳未満の方
- ④ 助成申請の前年度中に月賦・半年賦・年賦により奨学金等を返還している方
- ⑤ 豊丘村に住民登録があり、現に居住している方
- ⑥ 転勤等により一時的に住民登録した者でないこと
- ⑦ 村税等を滞納していない方
- ⑧ 暴力団関係者でない方

2 助成金額（1年あたり）  
助成申請の前年度中返還した奨学金等返還金額×1/3（上限10万円）

※ただし、申請日現在で豊丘村消防団に加入し、積極的に活動している方は助成申請の前年度中返還した奨学金等返還金額×1/2（上限15万円）を助成します！

3 助成期間  
奨学金等返還期間【上限10年間】

（例）奨学金等を一括で返還された方：上限10万円を1年間助成します。

奨学金等を8年間年払いにより返還された方：上限10万円を8年間助成します。

4 申請に必要な書類

- 若者定住促進奨学金等返還金助成交付申請書
- 奨学金貸与機関が発行する奨学金貸与を証するもの（初年度申請時のみ）
- 返還金額を証するもの（領収書もしくは通帳（見開き）と該当ページ全ての写し）
- 消防団活動状況証明書（様式第9号）（消防団に入団し積極的に活動している者のみ）

教育委員会 学校教育係  
☎ 35-9053

### 奨学生を募集します

村では令和3年度の「豊丘村奨学金 奨学生」を募集します。

高校・大学等への就学のため奨学金の貸与を受けたい方は、豊丘村教育委員会にご相談ください。なお、奨学金の申請は年間を通して受け付けております。

（書類は教育委員会に用意してあります。また、村ホームページからもダウンロードできます。）

□奨学金貸与の資格要件

- ・豊丘村居住者の子弟で、豊丘村に引き続き1年以上居住していること
- ・成績が優秀で身体が健康であること
- ・経済的理由により、就学が困難と認められること
- 貸与金額（1名/月額）
- ・高等学校に在学するもの30,000円以内
- ・大学、短大、専門学校等に在学するもの50,000円以内

□貸与の期間  
その学校における正規の就学期間

□貸与の決定  
教育委員会が、所得等を考慮して審査を行い、予算の範囲内で貸与を決定します。そのため、申請された全員の方に貸与できるとは限りませんのでご了承ください。

※村の奨学金は、日本学生支援機構などその他の奨学金との併願も可能です。

□償還について

- ・償還開始 卒業の翌月から1年後
- 【例：令和3年3月卒業→償還開始 令和4年4月】
- ・償還期間 貸与の期間の3倍以内
- 【例：貸与期間 大学4年間→償還期間 12年以内】
- ・償還方法 原則として月賦（年賦・半年賦・一括払い等も可能です）

教育委員会 学校教育係  
☎ 35-9053

### 精神科医師による専門相談についてご案内いたします。

対人関係や心の悩み、心の病気について、ひとりで悩まずお気軽にご相談ください。相談は無料です。ご本人からはもちろん、関係者の立場での相談も受け付けています。プライバシーは厳守しますのでお気軽にご連絡ください。

□開催日 毎月第3木曜日 午前10～12時 □申込み 要予約 ※事前にお申し込みください。  
□対象者 心の健康に悩みを持つ方、家族、職場関係者など（依存症問題、うつ病、統合失調症、引きこもり、自殺念慮など）

■お問合せ 飯田保健所 健康づくり支援課 ☎ 0265-53-0444

### 新しい監査委員が選任されました

令和3年4月1日から、新しく久保田康敏さん（中部）が豊丘村監査委員に選任されました。

前代表監査委員の久保田勝さん（中部）の任期満了に伴い、久保田康敏さんが令和3年第一回議会定例会初日において議会より選任同意を得たうえで、村長から識見監査委員（※注）として任命されたものです。

久保田康敏さんには代表監査委員としてお務めいただきます。

任期は、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間です。

なお、退任された久保田勝さんは、平成25年4月1日から2期8年間の間、識見監査委員として選任され、代表監査委員としてお務めいただきました。

お疲れ様でした。

※「識見監査委員」：「人格が高潔で、普通地方公共団体の財政管理、事業の経営管理その他行政運営に関して優れた識見を有する者」



久保田 康敏 監査委員

### 新しい行政相談委員が委嘱されました

総務大臣から、豊丘村の行政相談委員として委嘱されていまして、城の福澤英夫さんに代わり、令和3年度から新たに、中部の久保田富子さんが委嘱されました。

行政相談委員とは、皆様から、国の役所など行政が行っている仕事に関する苦情や意見・要望などの相談をお聴きし、アドバイスをしたり、関係する役所に連絡を行ったりする「行政相談の窓口」となっていたたくさんの方です。

行政相談は、くらしの相談



久保田 富子 行政相談委員

と共に、定例の相談会を毎月第4日曜日の午後1時～3時まで、介護予防拠点施設はつらつで開催しています。相談は無料で秘密は守られますので、お気軽にご参加ください。

総務課 総務係  
☎ 35-9050

### 副村長・教育長の再任について

副村長に菅沼康臣氏が再任されました。  
任期は、令和3年4月1日から4年間です。



菅沼 康臣 副村長

教育長に王生英文氏が再任されました。  
任期は、令和3年4月1日から3年間です。



王生 英文 教育長

## 令和３年度 豊丘村農業総合振興事業計画について

令和３年度の計画を次のように定めました。

内容を充分ご確認ください、農業経営にご活用ください。

１．豊丘村農業総合振興事業 20,518 千円

①環境保全対策事業 3,305 千円

| 事業名                | 事業費（積算内訳）                                                                                                                                                                                                                                    | 事業の内容・要件等                                                               |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| (1)<br>畜産環境整備対策事業  | ◎ベルメトリン乳剤 94,000 円×2 本×1/3 = 62,700 円<br>◎シロマジン 10%液 82,000 円×2 本×1/3 = 54,700 円<br>(他の薬品等については効果を調査し検討します。)<br>◎豚熱ワクチン接種補助 330 円×7,700 頭×1/2 = 1,270,500 円                                                                                  | 畜舎一斉消毒により害虫（ハエ、カ）の発生を防止し環境整備を図る。<br>豚熱まん延防止のための、ワクチン接種に対する補助            |
|                    | 小計 1,387,900 円                                                                                                                                                                                                                               |                                                                         |
| (2)<br>土づくり推進事業    | ◎完熟 4,500 円×500t×1/3 = 750,000 円<br>◎袋詰@ 400 円 1,000 袋 100 円補助 = 100,000 円<br>(村内産堆肥の村内消費を目的にしています。)<br>◎生産性向上のための土壌検査手数料を定額 1,000 円補助<br>※A セットは除く 1,000 円×50 件 = 50,000 円                                                                  | 土づくりのための堆肥購入補助し有機的栽培を図る。<br>10 a 当たり 2 t 8,000 円程度を基準に散布を推進する。          |
|                    | 小計 900,000 円                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                         |
| (3)<br>臭気抑制対策事業    | ◎臭気抑制対策に要する資材購入経費の 1/3 補助<br>ゼオライト 1k 1,800 円×60 袋×1/3 = 36,000 円<br>ビオスリーエース 10k 21,000 円×10 袋×1/3 = 70,000 円<br>ソフトシリカ 1k 2,000 円×60 袋×1/3 = 40,000 円<br>バイオ酵素 16,000 円×80 箱×1/3 = 427,000 円<br>NB90 (20kg) 12,100 円×100 袋×1/3 = 404,000 円 | 畜産の臭気抑制対策を図る。<br>対象資材等詳細については JA の奨励資材に準ずる。<br>(他の薬品等については効果を調査し検討します。) |
|                    | 小計 977,000 円                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                         |
| (4)<br>環境保全型農業支援事業 | ◎国が実施する環境保全型農業直接支払交付金制度の内容に準じた有機農業への取組みに対して補助する。<br>有機農業 8,000 円/10 a×50 a×1 団体 = 40,000 円                                                                                                                                                   | 支援対象者の要件、支援対象となる取組みの範囲が、国の制度とは若干異なるります。                                 |
|                    | 小計 40,000 円                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                         |
| 計                  | 3,304,900 円                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                         |

②園芸特産振興事業 2,110 千円

|             |                                                                                                                                                                     |                             |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 野菜経営安定化対策補助 | ◎野菜価格安定基金積立金の 3 0 % を補助<br>積立金 1,200 千円×3/10 = 360,000 円<br>◎直売等出荷野菜生産施設設置補助 1/2 補助<br>(上限 300 千円) 300,000 円×5 件 = 1,500,000 円<br>内張り加算上限額 50,000 円×5 件 = 250,000 円 | バイブハウス設置補助<br>(冬場の野菜等の生産目的) |
| 計           | 2,110,000 円                                                                                                                                                         |                             |

③果樹産地振興対策事業 3,253 千円

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                    |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 果樹産地振興対策事業 | ◎苗木購入補助（農家個々の申請）<br>(品目毎 10 本以上の拡大・変更・更新等の購入者を対象)<br>2,000 円×1,800 本×1/3 = 1,200,000 円<br>(桃のみ) 2,000 円×50 本×1/2 = 50,000 円<br>◎果樹共済掛金の 3 0 % を補助<br>共済掛金 1,800 千円×3/10 = 540,000 円<br>◎凍霜害を防ぐための資材購入に要する経費の 1/3 補助<br>霜ガード 5,210 円×90 袋×1/3 = 156,300 円<br>(1 袋 6* 20 a 分 90 袋 18ha 分)<br>デュラフレーム 3,870 円×300 箱×1/3 = 387,000 円<br>(6 本入り 10 箱 20 a 分 300 箱 6ha 分) | 果樹栽培産地維持のため果樹苗木の購入に補助を行う。<br>但し、1 農家 10 万円を上限とする。<br>・桃に限り補助率 1/2<br>・ぶどうは 5 本から対象 |
|            | ◎養蜂農家育成助成金<br>蜜蜂フソ病法定検査料補助 60 円×100 群 = 6,000 円<br>◎受粉用蜜蜂使用補助 1 群 定額 3,000 円補助<br>3,000 円×110 群 = 330,000 円<br>◎果樹に係る鳥獣被害対策支援事業 (上限額 5 万円)<br>防鳥網 16,600 円×10 件×1/2 = 83,000 円<br>◎桃せん孔細菌病対策に係る防風ネット補助<br>(10 a 以上 1 農家上限額 10 万円)<br>100,000 円×5 件 = 500,000 円                                                                                                      | 凍霜害の最小化対策<br>霜ガード…降雪前に果樹園に散布、効果 3 日間、降雨により効果減<br>デュラフレーム…燃焼剤                       |
| 計          | 3,252,300 円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                    |

④げんき農業支援事業 6,000 千円

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |         |          |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|----------|
| 事業の目的   | 農業の振興を図るため、住民が組織する団体等が、農業の活性化を進めるために要する経費に対し、補助金を交付する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |         |          |
| ◎通常補助枠  | 5,000 千円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | ◎新規就農者枠 | 1,000 千円 |
| ☆補助対象者等 | 対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・村内に住所を有する者で原則として 3 人以上で組織するグループ（※事業費が 100 万円以上の場合は、認定農業者が 1 名以上含まれるグループであること。）</li> <li>・村内に事業所がある農業法人（新規就農者及び法人は 1 者でも申請可）</li> <li>・村内で組織する団体及び地域</li> </ul> 補助対象区域等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・村内に所在する農地及び農地を利用した農業用施設等</li> </ul>                                                                    |         |          |
| ☆補助率等   | 事業の内容により、事業費の 1 / 10 から 8 / 10<br>事業内容等により補助限度額があります（耐用年数が確認できれば中古機器も対象可）<br>補助限度額（1 事業） <ul style="list-style-type: none"> <li>・全村に及ぶ組織 100 万円</li> <li>・防除組織（SS 導入） 100 万円</li> <li>・同一組織での別申請は 3 年後から受付</li> <li>・同一組織での再申請は 5 年後から受付</li> <li>ただし、「集落営農組織設立支援事業」に該当する組織が、計画的に機械・施設を導入する場合にあっては、毎年度申請できるものとする。</li> <li>・新規就農者（新たに専業農家になられる方）100 万円</li> </ul> |         |          |
| ☆審査の基準  | ・戦略的及びモデル的な事業<br>・緊急性が高く、今年度を実施することが望ましい事業<br>・国庫補助、県費補助等他の助成事業がまったく利用できない事業                                                                                                                                                                                                                                                                                      |         |          |
| ☆補助の事例  | 地域ぐるみで集落等の遊休地を解消するための経費<br>新事業の導入目的で実施する研究及び視察経費<br>新事業の展開や新品種を導入する経費 など                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |          |
| 計       | 6,000,000 円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |         |          |

⑤農業法人化支援事業 500 千円

| 事業名       | 事業費（積算内訳）                                              | 事業の内容・要件等        |
|-----------|--------------------------------------------------------|------------------|
| 農業法人化支援事業 | ◎農業法人化のための経費を補助（1 件 500 千円）<br>500 千円×1 法人 = 500,000 円 | 国庫補助を受けられない法人を対象 |
| 計         | 500,000 円                                              |                  |

⑥農地リフレッシュ助成金事業 1,500 千円

|        |                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                  |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農地再生事業 | ◎遊休農地を借入耕作するために必要な経費を補助<br>(農業委員会の調査で遊休農地と判定された農地)<br>10 a 当り 上限 100 千円補助<br>100 千円×1 0 0 a 分 = 1,000,000 円<br>◎放置すれば耕作放棄地になりうる農地を借入耕作するために必要な経費を補助<br>10 a 当り 上限 50 千円補助<br>50 千円×1 0 0 a 分 = 500,000 円 | 認定農業者、人農地プラン中心経営体、認定新規就農者（農業次世代人材投資資金準備型の交付を受けている者を含む）、村内に住所を置く農業法人であること。<br>抜根、施設撤去、施設整備等<br>面積が 20 a 以上となる場合は、他事業との調整を図るものとする。 |
| 計      | 1,500,000 円                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                  |

⑦チャレンジ農業者資金利子補給事業 150 千円

|         |                                                                                                                       |                                                                |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 無利子資金事業 | ◎意欲ある農業者が、新たな農業経営に挑戦するために必要な経費に充てる資金の利子補給を行う。<br>(上限 5,000 千円 最大 10 年貸付け 3 年据え置き)<br>5000 千円×1.5%×1/2×4 人 = 150,000 円 | 村・農協が 1/2 ずつ負担<br>3.0% 以上の資金を貸し付け 保証料は対象外<br>(※ H30 より年齢要件は廃止) |
| 計       | 150,000 円                                                                                                             |                                                                |

⑧農業後継者支援事業 300 千円

|           |                                                                                                                                                                       |                                                          |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 農業後継者支援事業 | ◎就農支援金<br>認定された農業後継者が、新規就農してから 3 年経過した時に、200,000 円を支給する。(R3 該当予定者なし)<br>200 千円×0 人 = 0 円<br>◎育成支援金<br>認定された農業後継者が、新たな営農活動に必要な経費の 1/2 を補助する。<br>300 千円×1 人 = 300,000 円 | 認定された、満 55 歳未満の農業者であること。<br>上限 300 千円<br>就農後、3 年間の内に 1 回 |
| 計         | 300,000 円                                                                                                                                                             |                                                          |

## 村職員人事異動

### ■退職（3月31日付）

#### 【課長級】

北原 理恵

（子ども課長）

### ■異動（4月1日付）

#### 【課長級】

子ども課長

木村 由紀

（子ども課 保育係長・北保育園長）

#### 【係長級】

総務課 リニア対策室長

菅沼 光貴

（産業建設課 土木係長）

（産業建設課 土木係長）

（産業建設課 土木係長）

（産業建設課 土木係長）

（産業建設課 土木係長）

（産業建設課 土木係長）

（産業建設課 土木係長）

（産業建設課 土木係長）

（産業建設課 土木係長）

（産業建設課 土木係長）

（産業建設課 土木係長）

（産業建設課 土木係長）

（産業建設課 土木係長）

（産業建設課 土木係長）

（産業建設課 土木係長）

（産業建設課 土木係長）

（産業建設課 土木係長）

（産業建設課 土木係長）

子ども課 中央保育園長

稲垣 裕子

（子ども課 南保育園長）

子ども課 北保育園長

宮下 亜美

（子ども課 南保育園保育士）

子ども課 南保育園長

多田美津子

（子ども課 子育て支援係長）

### 【一般職員】

税務会計課 税務係

曾田 順平

（総務課 企画財政係）

宮崎 雅史

（税務会計課 窓口係）

林 奈都美

（産業建設課 土木係）

塚原 千裕

（子ども課 中央保育園）

子ども課 南保育園

片桐 友美

（子ども課 中央保育園）

子ども課 中央保育園

三石 若奈

（子ども課 南保育園）

（子ども課 南保育園）

（子ども課 南保育園）

（子ども課 南保育園）

（子ども課 南保育園）

（子ども課 南保育園）

（子ども課 南保育園）

（子ども課 南保育園）

（子ども課 南保育園）

長野県研修

県庁市町村課 財政係

長谷川 雅

（総務課 企画財政係）

### ■新規採用（4月1日付）

壬生 和希

産業建設課 土木係

### ■会計年度任用職員人事異動

口退職（3月31日付）

田中 三郎

（総務課付き下伊那北部総合事務組合出向）

吉川 茜

（健康福祉課 保健衛生係）

石塚 美香

（中央保育園保育士）

酒井 彩

（南保育園保育士）

服部 瑞希

（北保育園保育士）

口新規採用（4月1日付）

串原 治延

（産業建設課 観光振興係）

久保田ゆり子

（産業建設課 観光振興係）

（産業建設課 観光振興係）

（産業建設課 観光振興係）

（産業建設課 観光振興係）

（産業建設課 観光振興係）

（産業建設課 観光振興係）

（産業建設課 観光振興係）

（産業建設課 観光振興係）

（産業建設課 観光振興係）

尾曾 友治

（産業建設課 営農支援C）

口異動

中央保育園

大原 玲子

（北保育園）

中央保育園

長沼 佳苗

（北保育園）

森田 幸江

（中央保育園）

北保育園

吉森 浩子

（中央保育園）

北保育園

金田奈緒美

（中央保育園）

北保育園

湯澤未来里

（中央保育園）

中央保育園

片桐由佳子

（北保育園）

北保育園

塩澤佳菜子

（中央保育園）

（中央保育園）

（中央保育園）

（中央保育園）

（中央保育園）

（中央保育園）

（中央保育園）

（中央保育園）

（中央保育園）



### ⑨農地日陰地解消事業 1,000 千円

| 事業名       | 事業費（積算内訳）                                                                                                                  | 事業の内容・要件等                                                       |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 農地日陰地解消事業 | ◎周辺山林の成長による優良農地の遊休農地化を防ぐため、支障木の伐採経費の 1/2 を補助する。（上限 300 千円）<br>（ただし、申請人所有の支障木は対象としない。）<br>1 件 200 千円×10 件×1/2 = 1,000,000 円 | 支障を受けている農地が 10a 以上であること。<br>業者の伐採事業であること。<br>伐採経費には伐採木の補償は含まない。 |
| 計         | 1,000,000 円                                                                                                                |                                                                 |

### ⑩認定農業者確保・経営支援事業 1,000 千円

|                |                                                            |                                                    |
|----------------|------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 認定農業者確保・経営支援事業 | ◎認定農業者の機械・施設の導入に係る経費を補助<br>1,000 千円×10%×10 人 = 1,000,000 円 | 認定農業者であること。<br>整備内容ごとに 30 万円以上であること。<br>上限額は 10 万円 |
| 計              | 1,000,000 円                                                |                                                    |

### ⑪集落営農組織設立支援事業 1,000 千円

|              |                                                                                             |                                                                  |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 集落営農組織設立支援事業 | ◎集落営農組織の設立の支援<br>協定農地面積に応じて支援額を算定する。<br>（1ha 当り 5 万円、上限額 50 万円）<br>50 千円×20ha = 1,000,000 円 | 規約があること。<br>協定農地の耕作が確実に行われること。<br>協定農地内に認定農業者が 2 名以上含まれる組織であること。 |
| 計            | 1,000,000 円                                                                                 |                                                                  |

### ⑫帰農塾受講助成金 40 千円

|          |                                                                      |                  |
|----------|----------------------------------------------------------------------|------------------|
| 帰農塾受講助成金 | ◎南信州農業農村支援センターと JA みなみ信州が共同で実施する「帰農塾」の受講費用を助成<br>8 千円×5 人 = 40,000 円 | 受講の修了証（写し）を提出する。 |
| 計        | 40,000 円                                                             |                  |

### ⑬収入保険 保険料補助 300 千円

|           |                                                       |                     |
|-----------|-------------------------------------------------------|---------------------|
| 収入保険保険料補助 | ◎収入保険の保険料（掛捨て部分）の 30% を補助<br>1,000 千円×30% = 300,000 円 | 保険料（掛捨て部分）の 30% を補助 |
| 計         | 300,000 円                                             |                     |

### ⑭農村生活マイスター受講補助 60 千円

|               |                                                    |                     |
|---------------|----------------------------------------------------|---------------------|
| 農村生活マイスター受講補助 | ◎農村生活マイスターの認定のための講習会への出席補助<br>20 千円×3 人 = 60,000 円 | 長野、松本で開催される講習会への交通費 |
| 計             | 60,000 円                                           |                     |

### 2. 担い手支援事業 1,000 千円

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| ◎認定農業者が借りた場合（全ての借入契約が対象）<br>農用地利用集積計画に基づいて、新規又は更新する 5 年以上の契約に対して、耕作経費への支援金として支給する。<br>なお、農地中間管理事業による貸借も対象とし、10 年契約の場合、5 年経過時点でも支援金の支給対象とする。<br>借入農地面積 10a 当り 田畑 10,000 円<br>田・畑 1000a × 10,000 円 / 10a 当り = 1,000,000 円<br>ただし、次の全てに該当しない場合は対象とはならない。<br>① その農地が「豊丘村多面的機能支払交付金」の対象農用地であること。<br>② その農地が、農振農用地、又は農振農用地への編入が確約されていること。 | 1,000,000 円 |
| 計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 1,000,000 円 |

### 3. 新規就農者支援事業 420 千円

| 事業名       | 事業費（積算内訳）                                                                                              | 事業の内容・要件等                                                                         |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 新規就農者支援事業 | ◎里親研修支援金 100 千円×1 人 = 100,000 円<br>◎就農支援金 200 千円×1 人 = 200,000 円<br>◎住宅支援金 10 千円×12 ヶ月×1 人 = 120,000 円 | 3 ヶ月後 100,000 円支給<br>就農時に 200,000 円支給<br>家賃から 25,000 円を控除した額を月額 10,000 円を上限に補助する。 |
| 計         | 420,000 円                                                                                              |                                                                                   |

総額 21,938 千円

お問合せ：豊丘村役場 農政係 TEL 3 5 - 9 0 5 6

新型コロナウイルス感染症は、日本での流行が始まって一年以上経過した今も、収束せず続いています。また、四月に入り、入園や入学を迎えたお子さん達は、新たな集団生活が始まり、様々な感染症にかかることが増える時期です。ウイルスの体内への侵入を防ぐために、身の回りを清潔に保ちたいものです。

**手の清潔を保つことで感染症を予防しましょう**

新型コロナウイルス感染症の流行により、手洗いの重要性が見直されました。手や指に付着したウイルスを体内に入れないためには、洗い流すことが最も効果的と言われています。流水のみでの手洗い

でも、15秒間洗い流すことで、手指についたウイルス量が百分の一に減少します。また、石けんやハンドソープで10秒間もみ洗いをしたのち、流水で15秒間すすいだ場合には、一万分の一にまで減らすことができます。このようにきちんとした手洗いができた時には、手洗い後にアルコール等の消毒液を使用する必要はないとされています。

手洗いがすぐにできない状況で手の清潔を保つには、アルコール消毒液（濃度70～95%のエタノール）を用いて消毒することが効果的です。流水でウイルスを洗い流せない代わりに、アルコールを使用することでウイルスの「膜」を壊し、無毒化します。また、70%以上の濃度のエタ

ノールが入手できない場合には、60%台のエタノールでも一定の消毒効果があると報告されています。なお、アルコールには引火性があるため、空間への噴霧は推奨されていません。

**コラム  
「消毒」と「除菌」の違い**

コロナウイルスの流行により、様々な製品のパッケージなどで消毒や除菌という言葉を目にする機会が増えました。この二つは、似ているようで意味が異なります。

消毒は、菌やウイルスを無毒化するという意味です。薬機法に基づき、厚生労働大臣が品質と有効性、安全性を確認した医薬品や医薬部外品に記されています。

一方、除菌は、菌やウイルスの数を減らすということを表しています。医薬品や医薬部外品以外の製品に記されていることが多いです。市販の消毒剤や除菌剤を手指などの人体に用いる場合には、品質や有効性、人体への安全性が確認されている製品

を選ぶことが大切です。使用方法や有効成分、濃度、使用期限などを確認してみましよう。

**身の回りの物に付着したウイルス対策は**

物に付着したウイルスに対しては、次のような方法が効果的とされています。

まず、熱水でウイルスを死滅させる方法です。食器などを80度の熱水に10分間さらすことで効果が得られます。

つぎに、塩素系漂白剤です。市販の塩素系漂白剤の主成分である次亜塩素酸ナトリウムを酸化作用により、ウイルスを破壊して無毒化するやり方です。家庭用漂白剤を次亜塩素酸ナトリウムの濃度が0.05%になるように薄めた液で、テーブルやドアノブを消毒します。漂白剤と水の割合は、製品により異なります。厚生労働省のホームページに代表的な製品の薄め方のチラシがありますので、参考にしてください。最後に水拭きすることを忘れないよう注意しましょう。

また、同様の消毒には界面活性剤も有効です。界面活性剤にも、ウイルスの膜を壊して無毒化する効果があります。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、コロナウイルスに効果のある界面活性剤の種類や使い方のチラシが掲載されていますので、参考にしてください。

その他、次亜塩素酸水やアルコール、亜塩素酸水を用いた方法などがあります。ウイルスの種類によつては、効果が得られない方法もありますので、確認が必要です。

手指や身の回りのものを清潔に保つことは、神経質になりすぎても疲れてしまいますが、日ごろから心掛けることでコロナウイルス感染症をはじめ、様々な感染症の予防に効果的です。厚生労働省のホームページなどから正しい情報を入手し、適切な方法で清潔を保ちましょう。

こんにちは!

## 笑顔きらきら子育て広場です

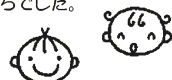
子ども課  
子育て支援係  
子育て支援専門員 湯澤・仲宗根  
(☎ 35-9078)

### ◆おわりの会と修了式◆

3月の親子広場では、とことこ広場のお友だちのおわりの会と4月から保育園に通うびよんびよん広場のお友だちの修了式を親子で行いました。



びよんびよん広場のお友だちは1人ずつ修了証をもらいました。大きくなった喜びと保育園に行く楽しみで、にこにこ笑顔のお友だちでした。



びよんびよん広場のお友だちから、とことこ広場のお友だちへ「4月からもけんきつで仲良く遊んでください。」の気持ちを込めて、手作りのペンダントをプレゼントしました。



びよんびよん広場のおかあさん達も「子どもが大きく成長してくれて嬉しいです。子育て支援センターがあって、本当に良かったです。そこで出会ったおかあさん達とも仲良しになれたことが出来ました。」と喜んで話をしてくれました。



### ◆ぼかぼか陽気・おかあさんと中庭であそんだよ!◆

春の陽気となり、親子が中庭に出て遊ぶ姿が多く見られるようになりました。砂場では砂を掘って、おかあさんと一緒に大きな山を作っていました。芝生の庭には、たんぼほの花も咲いているので、摘んでおまごに使うたり、喜んで家に持ち帰ったりする子もいました。



あたたかな日差しの下外  
遊びは気持ちいいね



「ラーメンできたよ」  
おかあさんとごっこあそび



砂で型ぬきあそび  
上手にできたね!



中庭にたんぼほが  
きれいに咲いています。  
あそびに来てね!

### 妊娠期の皆さんへ ココベークラスへのお誘い

このクラスでは、ベーマッサージや助産師の話・産前産後のボディケアや離乳食のお話し会を計画しています。お子さんが産まれる前から、子育ての知識として役に立つ事と思います。先輩ママもいますので話を聞きながら、妊娠期を楽しく過ごしましょう。子育て支援センターの見学もできますので、お出かけください。お待ちしております。



# フォトレポート

3月・4月の出来事



広報とよおか R3.4.20 (18)

## 卒園・卒業式 人数制限や時短などの対策 思い出の学び舎を巣立つ



村内の保育園と小中学校では卒園・卒業式が行われました。今年も新型コロナウイルス感染症予防のため、参列者を限定したり、時間を短縮したりする対策がとられました。

このうち3月18日の北小学校卒業式では、児童は6年生のみ、来賓も最小限となりました。また6年生は終始マスクを着用し、校歌も収録した音源を再生する形式でした。式の中では先生や保護者、地域の皆さんへの感謝の言葉を呼びかけにして伝えられたほか、6年間の思い出を振り返りながら「明日の空へ」を合唱しました。

一方、3月24日の卒園式では今年、年少年中児も出席して年長児の卒園を祝いました。卒園証書を受け取った園児は保護者のもとへ進み「ありがとうございました」とお礼の言葉を伝えました。また、思い出を胸に元気な歌声を響かせました。式の終わりには保育園行事のスナップ写真をまとめたビデオが上映され、保護者は我が子の成長を改めて実感し、目頭を押さえる姿がみられました。

## 東京五輪 県内聖火リレー 酒井浩文さんが飯田市最終走者務める



新型コロナウイルスの影響で1年延期していた東京五輪聖火リレーの県内2日目が、4月2日に中南信7市町村で開催されました。このうちスタート地点の飯田市では12人が聖火を務め、最終走者をソウル五輪競歩代表の酒井浩文さんが務めました。

スタート地点の上郷小学校で行われた出発式では、第一走者でタレントの峰竜太さんのトーチに聖火が点火され走り出しました。

上郷小を出発した聖火は多くの人が観覧する中、桜が満開となった並木通りやりんご並木を経由して飯田合同庁舎を目指しました。

最終走者の酒井浩文さんはゴール手前約200mを担当。前の走者から聖火を受けると右手にトーチを掲げ観覧者の拍手にこたえながらゆつくりと走りました。

飯田合同庁舎にも聖火の到着を大勢の観客が待ち構え、酒井さんが入ってくると会場は拍手に包まれました。

98年長野冬季五輪でも聖火ランナーを経験した酒井さん。「コロナの収束も見通せず暗いニュースが多い中、五輪という希望を届けよう」と走った」と感想を話しました。

## 中庭で感謝を伝える 南小学校6年生を送る会



南小学校児童会では、6年生を送る会を3月11日に行いました。今年度は新型コロナウイルス対策のため、各学年ベランダや渡り廊下によって中庭を囲み、歌や感謝の言葉を発表しました。

会は、8時20分から各教室で始まり、校内放送で児童代表挨拶などを聞いた後、5年生が作った「思い出ムービー」を見ました。テレビ画面には入学から今までの思い出の写真が映し出され、6年生の教室では歓声が上がっていました。

この後中庭に会場を移し、全校での合唱や感謝状などの贈呈が行われました。

## 河野大宮神社保存会と交流 北保育園に獅子舞訪問



河野大宮神社の獅子お囃子保存会が3月19日に北保育園を訪れ、さくらさんの卒園祝いの意味を込めて獅子舞を奉納しました。

園児と保存会との交流会は4年目となり、神社や運動会、新年早々などに獅子舞を披露し、ふれ合ってきました。これまでの交流で子どもたちはすっかり河野のお獅子のファンになり、今年も保存会にお願いして来てもらいました。

今年は保育園に職場体験で来ていた11人の中学生たちも、園児と一緒に獅子舞を楽しみました。

## 下市田ラウンドアバウト供用開始 事故抑制などに効果期待



明神橋、高森町側の交差点が環状交差点となり3月26日の午前10時から供用開始となりました。

現場は県道と2つの町道が交わる変形交差点のため、以前は交差点に進入するタイミングをつかむのが難しく、事故が度々起きていました。

そこで高森町では、町道の改良と合わせて環状交差点、別名「ラウンドアバウト」を導入する事を決め、工事を進めてきました。

自動車等で交差点への進入する時は徐行し時計回りで走ります。役場などでは、逆走などに十分注意して通行するよう呼びかけています。

## 役場辞令交付式 新たな決意胸に



新年度が始まった4月1日、役場では辞令交付式が行われました。

村長室には異動となった職員をはじめ、新規採用職員らが出席。下平村長が各職員に配属先を伝えながら辞令を手渡しました。

また年度最初の式では、全職員に対して下平村長が、「課内等の連携を徹底し風通しの良い職場作りを目指す」「評判の挨拶を継続し、コロナ禍を乗り越えるべく明るく元気に職務に当たる」ことなどを訓示しました。

また新規採用職員や着任した地域おこし協力隊らの紹介もあり、新年度がスタートしました。

# こんにちは 農業委員会 です

農業委員会事務局（産業建設課 農政係 ☎ 35-9056）

## ◆農家のみなさん。「家族経営協定」結びませんか

北入地区にお住まいの元島 雅人さんと美穂さんご夫妻が、農業委員会立ち会いのもと家族経営協定を結びました。

元島さんご夫妻は、昨年から2人で就農され、北入地区を中心に5,000㎡ほどの農地で柿などの果樹や野菜栽培に取り組んでいます。

ご夫妻は、お互いの役割分担を明確にし、加えて勤務時間や休暇などの就業条件について協定を結びました。

家族経営協定は、取り決めの内容や様式に決まりはありません。

夫婦や家族が、共同経営者として認め合い、健康で明るい農業経営ができるように約束を交わすものです。

農家の皆さん、将来のためにも家族経営協定を結びませんか。



## ◆マイマイガにご注意ください

昨年からマイマイガの幼虫発生が多く、多発すると2～3年は発生が続く可能性が高くなります。農作物への被害が増加する恐れがあるため、防除対策が大切です。

### ◎防除対策と留意点

・幼虫は『広食性』で、様々な樹木や草木を食害します。りんご、なし、もも、おうとう、ブルーベリーなどの果樹をはじめ、野菜、花きを食害した事例もあります。

・マイマイガは年1回の発生です。卵塊の状態越冬し、孵化は4月中旬頃から5月下旬まで続きます。卵塊の状態のうちに駆除をしましょう。外壁などについた卵塊は、柔らかいヘラか、斜めに切ったペットボトル等を利用して駆除します。

・孵化幼虫には毒毛があり、直接触れると炎症を起こすので、衣服についたときは直接つぶさず、ガムテープなどに貼り付けて除去しましょう。

・薬剤除去を行う場合は農薬取締法を遵守し、適用登録のある農薬を使用しましょう。



## ◆有害鳥獣被害対策の際のご注意

有害鳥獣被害防止のため、爆音機やラジオを使用する際は、次の点に注意していただきますようお願いします。

- ①爆音機は、住宅から直線距離にして200m未満の位置での設置は控える。
- ②爆音機やラジオ等を設置・使用する際は、周辺の皆様に事前に知らせる。
- ③使用時間は周辺の皆様の生活に配慮した時間とし、これ以外の時間帯の使用を控える。
- ④使用期間を最小限とする。

また、農作物被害防止のためにも必要な対策でありますので、住民の皆様におかれましては、爆音機等の使用につきましてご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

# こちら消防団です!!

## 予防査察・消防団任命式・春季訓練を実施しました。

4月4日（日）、午前中に防火活動の一環である村内世帯の予防査察を実施し、消火器等の点検を行いました。午後は、村民体育館にて「消防団任命式・春季訓練」が行われました。任命式では4月より新たに4名の新入団員に辞令が交付され、任命式に引き続き実施した春季訓練では、礼式訓練や小隊、中隊訓練、幹部集団による模範訓練が行われました。



辞令交付の様子

### ○辞令交付（新入団員）

| 分 団 | 氏 名     |       |
|-----|---------|-------|
| 1   | 松 下 翔太郎 | 平 逸 人 |
| 2   | 有 賀 龍 馬 |       |
| 3   | 壬 生 和 希 |       |

## 令和3年度 消防団体制

（令和3年4月1日～）

団 長 壬生 要士（壬生沢南）  
副 団 長 菅沼 祐介（林里二）  
本 部 長 林 達也（駒 沢）  
副 本 部 長 宮下健太郎（長 沢）  
旗 手 三島 大和（下佐原）  
誘 導 長 大澤 和之（小 園）  
女性班長 塚原 千裕（飯田市）

### 【第1分団】

分 団 長 唐澤 弘樹（中 平）  
副 分 団 長 尾花 良輔（市ノ沢）  
庶 務 班 長 宮下 一樹（中 宮）

### 【第2分団】

分 団 長 宮下 浩樹（林里二）  
副 分 団 長 西嶋 孝之（北市場一）  
庶 務 班 長 日吉 亮太（城）

### 【第3分団】

分 団 長 原 貴範（上 村）  
副 分 団 長 吉川 和也（小 園）  
庶 務 班 長 松下 拓未（下市場）

## ○ 火の取り扱いに注意 ○

4月初旬～5月初旬にかけて、非常に空気が乾燥します。ちょっとした気の緩みで、大きな火災になってしまいます。

畑で家庭ごみを燃やしたり、たばこの投げ捨てで火災が発生しています。

「自分は大丈夫!!」と思わず、土手焼きや野焼きをする時は、消防署に連絡を入れ、消火用のバケツ等を準備して行っていただくをお願いします。

一人ひとりが「火災を出さない!」という意識を持ちましょう。



## あなたの“ちから”を貸してください 豊丘村消防団員 随時募集中!

（女性消防団員も募集中）

お問い合わせは 総務課 総務係 ☎ 35-9050 まで（どんなことでもお気軽にお問い合わせください）

# くらしの 情報

## 河川愛護モニター募集

天竜川上流河川事務所  
国土交通省中部地方整備局

では、河川整備・河川利用又は河川環境等に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連携を進め、あわせて河川愛護思想の普及啓発及び河川の適正な維持管理に資するために、河川愛護モニター（以下「モニター」という。）をお願いし、ご助言をいただいております。

今般、天竜川上流河川事務所ではモニターの任期満了に伴い、新たなモニターを募集することとなりましたので次のとおりお知らせします。

■募集人数  
1名

### ■募集区間

天竜川・明神橋（高森町・豊丘村・喬木村）付近から南原橋（飯田市）付近までのうち約3km程度

### ■応募資格

次の両方の条件を満たす方  
①満20歳以上の心身とも健康な方で、河川に接する機会が多く河川愛護に関心をお持ちの方  
②募集区間の近隣にお住まいの方

### ■応募期間

5月12日（水）まで

### ■応募方法

①住所②氏名③電話番号④年齢⑤職業⑥応募理由を記載したものをお問合せ先住所へ郵送

### ■活動内容

・日常生活の範囲内で気がつ

いた川の情報を伝えていただくことが主な内容です。例・堤防をいつも散歩しているが、ゴミが捨てられている。自転車で堤防を走っていたら堤防の舗装が壊れていることに気がついた！など

※河川管理者に情報を提供していただくことが任務であり、不法行為者に対し直接指示し、是正を図っていただく等の責務はございません。

・地域住民への河川愛護思想の普及啓発

### ■任期

7月1日から1年間（ただし、期間満了以前に委嘱が終了する場合があります。）

### ■その他

・通信費等として一定の諸謝金をお支払いします。  
・日常生活の範囲内での情報提供をお願いするものですので、保険の準備はございません。  
・川を見ていただく回数の規定はございません。  
・月に一回報告書のご提出をいただきます。（緊急の場合を除く）

合は除く）  
■お問合せ

〒399-4114  
駒ヶ根市上穂南7-10  
国土交通省 天竜川上流河川事務所 管理課  
☎0265-816414

## 春の山火事予防運動

長野県庁 森林づくり推進課

空気乾燥し、風が強くなる春は山火事が多い季節です。

山火事を防ぐために以下の点を心掛けましょう。

- ・枯草などのある火災の起こりやすい場所では、たき火や野焼きをしないでください。
- ・風の強い時や空気が乾燥している時は、たき火や野焼きをしないでください。
- ・消火用の水を用意し、たき火の場所を離れる時は完全に消火してください。
- ・火入れを行うときは、市町村長の許可（森林法第21条）を必ず受けてください。
- ・たき火は指定された場所ですべて消火し、喫煙後は必ず火を消し、吸い殻は投げ捨てないでください。

### ■移転先

4月1日（木）

### ■移転先

さんとびあ飯田2階 飯田市東栄町3108-1

### ■問い合わせ

いいだ成年後見支援センター  
☎0265-5313187  
FAX 0265-5313185

## 感染リスク10分の1県民運動

長野県庁 営業局

第3波までの経験や事例などから、一人ひとりがどうすれば感染を防げるのかを理解すると同時に、日々の生活の中で感染リスクを下げる活動を実践していただくことで感染拡大を抑え、県民が一体となって医療と経済を守っていくことを目的とした「感染リスク10分の1県民運動」を展開します。

「リスク点検表」は、この県民運動のツールとして活用いただくために作成したものです。リスクをチェックし、点数化して確認することができますので、個人単位にとどまらず、家庭、職場、学校などで、自己点検を行うことで共通理解を深め、例示されている内容を参考にさまざまな場面で感染対策に取り組みしましょう。

※「10分の1」という表現及び「リスク点検表」点数配分は、出来るだけ感染リスクを小さくしようという想いを表したものであり、エ

### ■お問合せ

長野県庁 営業局  
☎026-233517249

## 夜間窓口について

【日 時】毎週月曜日 17:30～19:00  
【場 所】役場窓口係（正面玄関から入ってください）  
【取扱業務】※転出・転入・保険切替等の異動手続きは行えません。  
◎戸籍・住民票・その他諸証明の発行 ◎印鑑登録  
◎マイナンバーカード申請

## 時間外交付について

【交付できるもの】  
◎住民票 ◎所得証明書 ◎印鑑登録証明書  
※『業務時間内の予約』が必要ですので、あらかじめお問い合わせください。  
※戸籍等は交付できません。

## マイナンバーカード出張申請受付中

隣組や各種団体などの皆さまが集まる機会に、マイナンバーカードの出張申請受付を実施します。希望する団体はご連絡ください。

税務会計課 窓口係 ☎35-9059

## 今月の納税

|                                         |          |
|-----------------------------------------|----------|
| 口座引落日                                   | 5月27日(木) |
| 納 入 日                                   | 5月27日(木) |
| 納 期 限                                   | 5月31日(月) |
| ・固定資産税                                  | 1期分      |
| ・軽自動車税                                  | 全期分      |
| ・下水道料                                   | 4・5月分    |
| ・有線使用料                                  | 4・5月分    |
| ・保育料                                    | 5月分      |
| ・介護保険料(普通徴収分)                           | 5月分      |
| ・後期高齢者医療保険料(普通徴収分)                      | 5月分      |
| 今月の村税等夜間収納窓口は<br>5月31日(月) 17:15～19:30です |          |
| 税務会計課 税務係 ☎35-9051                      |          |

# 保育園 どれみ

No 236

北保育園から



☆イエーイ！そとあそびさいこー！！



☆とろとろチョコつくるよー(^.^)♪



☆ブーブーだいすき♡いっくぞー！！！！



☆ブロックあそび、たのしいな♪



☆ラーメンおいしいなっ😊

在籍園児数 令和3年4月1日現在

|       | 未満児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計  |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 北保育園  | 23  | 15  | 15  | 23  | 76  |
| 中央保育園 | 30  | 28  | 23  | 24  | 105 |
| 南保育園  | 10  | 15  | 6   | 9   | 40  |
| 合計    | 63  | 58  | 44  | 56  | 221 |

「まもなく」豊丘村ケーブルテレビのコミュニティチャンネル 村の自主放送・音声告知放送 が

**光** 飯田ケーブルテレビの  
キャストビジョンで  
ご視聴いただけるようになります！※1

※1.「光キャストビジョン」は飯田ケーブルテレビが提供する光ファイバー網を活用した「放送」「通信」「電話」のブランドサービスです。

今後、飯田ケーブルテレビの担当スタッフが順次ご案内させていただきます、ご説明させていただきます。

詳しくはお問い合わせください

株式会社 飯田ケーブルテレビ

受付時間 9:00~17:00

0800-800-2794



豊丘村キャラクター  
「だんQくん」

広報とよおか 2021.5

■通巻362号

●人の動き● R 3.4.1 現在(前月比)

人口: 6,709人(-15) 住民異動届(3月中)  
男: 3,332人(-9) 転入: 39人 転出: 49人  
女: 3,377人(-6) 出生: 3人 死亡: 8人  
世帯: 2,206戸(-4)

●編集・発行●

豊丘村役場 総務課 企画財政係

〒399-3295 長野県下伊那郡豊丘村大字神稲3120番地

電話 0265-35-3311(代表) / FAX 0265-35-9065

ホームページ <https://www.vill.nagano-toyooka.lg.jp>

電子メール [info@vill.nagano-toyooka.lg.jp](mailto:info@vill.nagano-toyooka.lg.jp)



豊丘村ロゴマーク

■印刷／龍共印刷株式会社

